

福祉サービス第三者評価機関認証要綱 新旧対照表（抄）

新	旧	変更理由
<p>（認証基準）</p> <p>第2条 評価機関の認証基準は次に掲げる各号とする。</p> <p>(1) 法人格を有すること。</p> <p>(2) 福祉サービスを提供していないこと。</p> <p>(3) ア 第8条の規定により認証を辞退した法人(当該辞退の日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずるものと同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下本号において同じ。)であった者が役員である法人を含む。)については、その辞退の日から3年間を経過していること。</p> <p><u>ただし、当該法人の辞退について、認証・公表委員会(以下「委員会」という。)で相当の理由があるとした場合を除く。</u></p> <p>イ 第10条の規定により認証を取り消された法人(当該取り消しの日前60日以内に当該法人の役員であった者が役員である法人を含む。)については、その取消しの日から委員会で定められた期間を経過していること。</p> <p>ウ 第4条第2項の規定により認証されないこととされた法人(当該認証されないこととされた日前60日以内に当該法人の役員であった者が役員である法人を含む。)について、その認証をされないこととされた日から委員会で定められた期間がある場合はその期間を経過していること。</p> <p>附 則 <u>本要綱は平成19年3月8日から施行する。</u></p> <p>附 則 <u>本要綱は平成19年7月13日から施行する。</u></p>	<p>（認証基準）</p> <p>第2条 評価機関の認証基準は次に掲げる各号とする。</p> <p>(1) 法人格を有すること。</p> <p>(2) 福祉サービスを提供していないこと。</p> <p>(3) ア 第8条の規定により認証を辞退した法人(当該辞退の日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずるものと同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下本号において同じ。)であった者が役員である法人を含む。)については、その辞退の日から3年間を経過していること。</p> <p>イ 第10条の規定により認証を取り消された法人(当該取り消しの日前60日以内に当該法人の役員であった者が役員である法人を含む。)については、その取消しの日から委員会で定められた期間を経過していること。</p> <p>ウ 第4条第2項の規定により認証されないこととされた法人(当該認証されないこととされた日前60日以内に当該法人の役員であった者が役員である法人を含む。)について、その認証をされないこととされた日から委員会で定められた期間がある場合はその期間を経過していること。</p> <p>附 則 本要綱は平成19年3月8日から施行する。</p>	<p>必ずしも本規定を適用することが適切とはいえない場合、委員会における審議のうえ、当該規定の特例として、評価機関認証を可能とするため</p>

平成15年4月1日	一部改正	平成15年4月1日	一部改正	
平成16年4月1日	一部改正	平成16年4月1日	一部改正	
平成17年3月22日	一部改正	平成17年3月22日	一部改正	
平成18年3月9日	一部改正	平成18年3月9日	一部改正	
平成19年3月8日	一部改正	平成19年3月8日	一部改正	
平成19年7月13日	一部改正			